

第10回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月8日(火) 午後2時
2. 開催場所 立花市民センター
3. 出席農業委員(21名)

1 番 中村 輝義	2 番 大坪 知美子	3 番 服部 正文
4 番 牛島 孝之	5 番 仁賀木 義文	6 番 池尻 律芳
7 番 平井 照也	8 番 塩塚 義治	9 番 樋口 重樹
11 番 國武 覚	12 番 溝田 耕一	13 番 仁田原 一太
14 番 八田 久男	15 番 田形 隆徳	16 番 大津 達喜
17 番 伊藤 正博	18 番 小川 哲郎	19 番 松本 敬介
22 番 丸林 京市	23 番 堤 正義	24 番 月足 靖彦
4. 出席最適化推進委員(17名)

1 番 伊藤 正二	2 番 池田 和本	13 番 中嶋 壽敏
15 番 室園 千秋	16 番 延 和洋	19 番 松尾 康則
20 番 溝田 正忠	26 番 田中 勝之	28 番 野中 敏光
31 番 中島 広伸	32 番 東 正洋	34 番 平 和宣
35 番 野中 昭男	36 番 野中 円三	37 番 大石 重信
43 番 山口 史登	45 番 二田 俊秀	
5. 欠席委員 農業委員(3名)
- 10 番 高山 和典 20 番 井手 洋一 21 番 原 義博
6. 欠席委員 最適化推進委員(1名)
- 14 番 松延 清隆
7. 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 議案の上程
 - 第4 議案の審議

報告第	20号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
議案第	45号	農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
議案第	46号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について
議案第	47号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について
議案第	48号	農地法第5条の規定による許可処分の変更について

議案第 49号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 栗原 勝久 次長 信國 美保子 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
 黒木支所 森松 和久 立花支所 中園 弘一 木下 瑠璃花
 上陽支所 松尾 誠 星野支所 山口 輝信 矢部支所 小柳 徹郎

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長	皆様こんにちは。9月の総会以降、皆様方には農地パトロール等でご苦勞、ご迷惑をおかけしておりますけれども、着々とそれぞれの地域で進んでおるものと考えております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。さらに令和6年度までに地域計画をそれぞれの地域内で計画する事となっておりますので、それにつきましてもご協力のほどよろしくお願い申し上げます。それでは本日は令和6年度第10回農業委員会総会を開催いたしましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただいまより農業委員会総会を開会いたします。 日程 第1・会議の成立 只今の出席委員の数は農業委員 <u>21名</u>、 農地利用最適化推進委員 <u>17名</u> であります。 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、11番 國武 覚 委員、12番 溝田 耕一 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第3・議案の上程を行います。
-----	--

	事務局お願いいたします。 (案件朗読) 事務局朗読のとおり報告 1 件・議案 5 件を一括議題といたします。 それでは 1 ページをお願いします。 報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告については 5 件です。総合計については、2 ページをご確認ください。 解約のあった土地 17 筆のうち田 8 筆、畑 9 筆、合計面積 11,652 m²です。 それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。 本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。3 ページをお願いします。 議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の処理について番号 1 番の説明を最適化推進委員 2 番をお願いします。
推進委員 2 番	番号 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。譲り受け人は、現在福岡市在住ですが、申請農地に隣接する住宅を合わせて購入され、母親とともに八女市へ移住予定です。自家消費分の野菜を作付けされます。

議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２番の説明を最適化推進委員１番お願いします。
推進委員 １番	番号２番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号３番の説明を最適化推進委員１５番お願いします。
推進委員 １５番	番号３番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。

推進委員 3 5 番 議 長 推進委員 3 5 番 議 長	質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明を最適化推進委員35番お願いします。 番号4番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明を最適化推進委員35番お願いします。 番号5番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。
---	---

推進委員 35番	ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明を最適化推進委員35番お願いします。 番号6番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明を農業委員17番お願いします。
農業委員 17番 議長	番号7番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

推進委員 4 3 番 議 長 推進委員 4 3 番 議 長	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 8 番の説明を最適化推進委員 4 3 番お願いします。 番号 8 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 9 番の説明を最適化推進委員 4 3 番お願いします。 番号 9 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
---	---

推進委員 16番	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番の説明を最適化推進委員16番お願いします。
議長	番号10番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
推進委員 37番	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番の説明を最適化推進委員37番お願いします。
議長	番号11番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。 地元委員の説明は終わりました。質疑を行います・ 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番の説明を最適化推進委員37番お願いします。

推進委員 37番	番号12番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番の説明を最適化推進委員19番お願いします。
推進委員 19番	番号13番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。譲り受け人は申請地に隣接する住宅に居住されており、家庭菜園として利用される予定です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番の説明を事務局よりお願いします。

事務局	番号１４番についてご説明いたします。譲り渡し人の親族への贈与と、譲り受け人の親族からの受贈による所有権移転贈与の申請です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１５番の説明を最適化推進委員３２番お願いします。
推進委員 ３２番	番号１５番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１６番の説明を最適化推進委員３１番お願いします。

推進委員 3 1 番	番号 1 6 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 7 番の説明を最適化推進委員 3 4 番お願いします。
推進委員 3 4 番	番号 1 7 番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 8 番の説明を事務局よりお願いします。
事務局	番号 1 8 番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による

議 長	耕作困難と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１９番の説明を最適化推進委員４３番お願いします。
推進委員 ４３番	番号１９番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親からの受贈による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２０番の説明を最適化推進委員４３番お願いします。
推進委員 ４３番	番号２０番についてご説明をいたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親からの受贈による所有権移転贈与の申請で

議 長	す。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２１番の説明を最適化推進委員４５番お願いします。
推進委員 ４５番	番号２１番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。譲り受け人は長年近所の農家の小作をされており、経験豊富で自家消費用の野菜を栽培される予定です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２２番の説明を最適化推進委員１３番お願いします。
推進委員 １３番	番号２２番についてご説明いたします。譲り渡し人の社会福祉法人への貸付と、譲り受け人の就労及び実習農場ということでの２

	年 6 ヶ月の賃貸借権設定の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 はい、農業委員 4 番どうぞ。
農業委員 4 番	お聞きします。権利が賃貸借権 2 年 6 ヶ月となっておりますけれど、備考欄におきまして賃貸借の金額等書いてありませんが、いくらで貸し借りされるか金額を教えてください。
事務局	お答えいたします。賃貸借権という事で、10 a あたり 1 万円で契約を申請されています。
農業委員 4 番	今後は備考欄に金額の記載をお願いします。
事務局	今後そのようにさせていただきたいと思います。
議 長	ほかにございますか。なければ質疑を終結いたします。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 23 番の説明を最適化推進委員 26 番お願いします。
推進委員 26 番	番号 23 番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への貸付と、譲り受け人の親からの借り受けによる 10 年間の使用貸借権

議 長	設定の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２４番の説明を最適化推進委員２８番お願いします。
推進委員 ２８番	番号２４番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への貸付と、譲り受け人の親からの借り受けによる１０年間の使用貸借権設定の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２５番の説明を最適化推進委員３６番お願いします。
推進委員 ３６番	番号２５番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への貸付と、譲り受け人の親からの借り受けによる１０年間の使用貸借権設定の申請です。

議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 10ページをお願いします。 議案46号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用 集積計画の決定の処理について事務局より説明をお願いします。
事務局	本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本 委員会に対して決定を求められているものでございます。 今回は、所有権移転の案件が2件、利用権設定が1件ございます。 番号1番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号2番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 11ページにつきましては利用権設定の筆明細となっております。 期間は5年間で、中間管理機構に対し利用権設定をするもの です。利用権を設定する土地1筆、合計面積1,962㎡です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

事務局	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 12ページをお願いします。 報告第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について事務局より説明をお願いします。 本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。 今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する件数は1件です。権利を設定する土地1筆、合計面積1,962㎡です。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 13ページをお願いします。 議案第48号 農地法第5条の規定による許可処分の変更について、並びに15ページの農地法第5条の規定による許可申請書の番号4番は関連しておりますので一括して審議いたします。それでは説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域

	内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。 なお、議案書の備考欄について説明いたします。当初計画では、2筆での許可でしたが、この2筆を合筆し、5筆に分筆しております。今回、計画変更に記載していない忠見70-9は道路後退として八女市に寄付しております。
議 長	続いて農業委員16番説明をお願いします。
農業委員 1 6 番	計画変更の番号1番および、5条の番号4番についてご説明いたします。申請地は、ふくおか八女農業協同組合八女地区センターより南西へ200メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）当初計画では、特定建築条件付売買予定地4戸として利用する計画でした。今回の計画変更では、社会福祉法人が駐車場用地確保のため、537.29㎡を譲り受けられ、駐車場として利用する計画です。また、残りの土地は、特定建築条件付売買予定地2戸として利用する計画です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。
議 長	現地調査の報告を農業委員22番お願いします。
農業委員 2 2 番	9月25日に現地調査を行った結果、特定建築条件付売買予定地2戸は、浄化槽で処理されます。また駐車場用地は生活雑排水の発生はいたしません。雨水は東側側溝へ排水する計画です。特段問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。

	質疑を行います。農業委員 4 番どうぞ。
農業委員 4 番	変更計画の後に登記地目が宅地、現況地目が田と書いてありますが、現場を通るので分かりますけれど実際は違いますよね。こういう書き方でいいのですか。
事務局	はい、確かに登記上は宅地になっており、土上げも終わっております。ブロックもついている所ですが、まだ完成に至っていない状態ですので、こちらとしましては処理の手続き上、現況は田ではないですが農地として記載しております。
農業委員 4 番	田というのは、水張りして稲を植えるのが田でしょう。これは果たして田と書いていいのですか。
事務局	ご説明いたします。現況地目が田という記載になっていますが、確かに見た目の現況でいきますと、農地以外のものになっているというような状況です。ただ宅地でもなくまだ駐車場にもなっておりません。農地台帳に、今はまだ現況が田という事で残っており、この転用が完了いたしまして宅地なり雑種地なりに変えておりますので議案としてはこのように標記させていただいております。
農業委員 4 番	田ではないのに田と書いてあるのはどう思いますか。県には聞きましたか。逆に書かないほうがいいのではないかと思います。
事務局	県には、この議案についての確認はいたしておりません。委員がおっしゃられているのは、現況が田ではないという事を指摘されていると思います。筑後農林事務所等に確認いたしまして、その処理につきましてはまたお知らせをするということによろしい

	でしょうか。今の時点では、現況が台帳通りとなっておりますので、事務局としてすぐに対応できかねますが、県とも確認いたしましてこの協議につきましては、次回の農業委員会等でご回答させていただく事をお願いしたいと思いますよろしくお願いします。
議 長	やはり事務局としてもきちっと確認しながら、議案書に記載する場合の表記方法について、現在の状況か農地台帳の表記方法であるのかを確認して、次回の農業委員会できちっとそのやり方について申し上げますので、よろしくお願いいたします。 ほかにございますか。それでは質疑を終結いたします。 質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 14ページをお願いします。 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。
議 長	続いて農業委員9番説明をお願いします。
農業委員 9 番	番号1番についてご説明いたします。申請地は、八女市立福島保育所より北へ50メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を賃貸借で譲り受けられて店舗用地として利用するた

	めの申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 1 3 番お願いします。
推進委員 1 3 番	9 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水とともに南側水路へ放流される計画です。隣接農地への影響等、特段問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 2 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、第 3 種農地と判断します。内容は 1 番と同じです。
議 長	続いて農業委員 4 番説明をお願いします。
農業委員 4 番	番号 2 番についてご説明いたします。申請地は、八女市総合体育館より北へ 2 0 0 メートルほど進んだ農地です。(議案書朗読) この土地を賃貸借で譲り受けられて駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれ

議 長	ており、問題はないと思います。
農業委員 19番	現地調査の報告を農業委員19番お願いします。
議 長	9月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は西側側溝へ放流される計画です。隣接農地への影響等、段問題はないと思います。 地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号3番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。
議 長	続いて農業委員3番説明をお願いします。
農業委員 3番	番号3番についてご説明いたします。申請地は、南国武公民館より南へ100メートルほど進んだ農地です。(議案書朗読)この土地を使用貸借で譲り受けられて専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾もとれ

	ており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を事務局よりお願いします。
事務局	9月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され、南側側溝へ放流されます。雨水は西側水路へ放流される計画です。隣接する農地への影響等、特段問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 次の番号4番については先ほど、許可処分の変更についてとして審議済みでありますので審議終了といたしております。 続いて番号5番の農地区分の説明をおねがいします。
事務局	農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議 長	続いて農業委員2番説明をお願いします。

農業委員 2 番	番号5番についてご説明いたします。申請地は、八女市蒲原にありますナフコ八女インター店より南へ200メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を譲り受けられて共同住宅用地2棟14戸として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員22番お願いします。
農業委員 2 2 番	9月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は東側側溝へ放流される計画です。隣接農地への影響等、特段問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号6番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。

議 長	続いて最適化推進委員 20 番説明をお願いします。
推進委員 20 番	番号 6 番についてご説明いたします。申請地は、八女市黒木町湯辺田にある公立八女総合病院介護老人保健施設回寿苑より北西へ 130 メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を譲り受けられて業務用駐車場および専用住宅用地として利用するための申請です。隣接農地の承諾もあり、問題ないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 26 番お願いします。
推進委員 26 番	9 月 25 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され道側の排水路へ排水されます。雨水については地下への自然透水および南側に新設する側溝に排水処理されます。隣接地への影響等、特段問題ないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。はい、農業委員 4 番どうぞ。
農業委員 4 番	申請事由の中に業務用駐車場および専用住宅用地とありますが、計画図を見ると建築予定地ならびに駐車場と大型用駐車場が 2 台分ありますが、先ほど工場といわれましたけど、どういう業務でここにどういうものをもってこられるのか、できれば今後は備考欄などにその記載をよろしくお願いします。
事務局	工場としておりますのは自動車修理工場でございます。 自動車修理工場で自動車置場、さらには中古車販売もしておりますので中古車置場としての利用という事です。

議 長	なお分かりやすくという事であれば、記載は今のままで中身については口頭で補足説明するという事でよろしいでしょうか。 では質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 7 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、第 2 種農地と判断します。内容は 6 番と同じです。
議 長	続いて最適化推進委員 4 3 番説明をお願いします。
推進委員 4 3 番	番号 7 番についてご説明いたします。申請地は、上陽町と星野村の旧町村境から西へ 7 0 0 メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を所有権移転売買により取得され資材置場として利用するための申請です。隣接農地の同意はあり、水利の承諾も取れており問題ないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員 1 7 番お願いします。
農業委員 1 7 番	9 月 1 9 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は西側側溝へ排水されます。隣接地への影響等、特段問題ないと思います。

議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 以上で議案の審議は全て終了いたしました。これをもって本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。 (閉会宣言 15 時 5 分) 令和 6 年 1 0 月 8 日 議 長 月 足 靖 彦 1 1 番 國 武 覚 1 2 番 溝 田 耕 一
------------	--